

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒286-0212

住 所 千葉県富里市十倉185-400

氏 名 株式会社 パニーデリカ

代表取締役社長 濱尻 勝
電話番号 0476-92-8193



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 パニーデリカ
事業場の所在地	千葉県富里市十倉185-400
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
② 事業の規模	生産量 9,060 t (令和5年実績)
③ 従業員数	90人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[ソース製造] --> B[汚泥]; A --> C[動植物性残渣]; A --> D[廃プラスチック]; B --> E[発行堆肥化]; C --> F[発酵]; D --> G[焼却]; B <--> C; B <--> D; C <--> D;</pre>

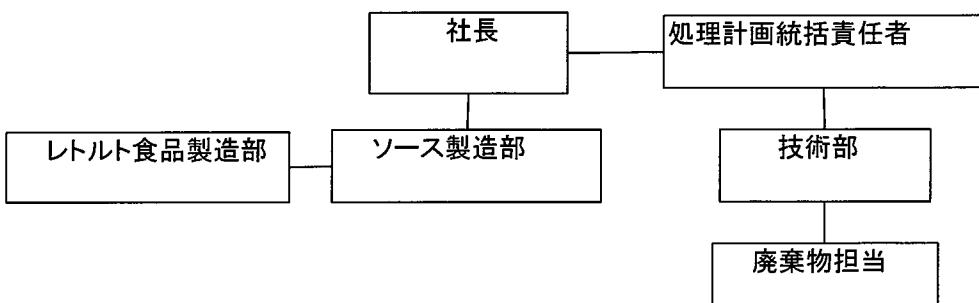
(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	（これまでに実施した取組）	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
		排出量	17,542 t	134 t
		（これまでに実施した取組）		
②計画	（今後実施する予定の取組）	目標		
		産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
②計画	（今後実施する予定の取組）	排出量	15,787 t	127 t
		（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・硬質プラスチックの分別後処分している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・硬質プラスチックの分別による有価化の推進

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	17,334	t	t
(これまでに実施した取組) 土日運転停止による活性汚泥濃度管理の徹底			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	15,600	t	t
(今後実施する予定の取組) 更なる活性汚泥濃度の徹底による削減(対前年90%)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣			
	全処理委託量	208 t	134 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	t	71 t			
	再生利用業者への処理委託量	208 t	62 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	1 t			
(これまでに実施した取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥濃度管理の徹底による脱水汚泥排出量削減（処分委託先変更） ・原材料の賞味期限切れ・仕損じ品削減活動による動植物性残渣削減 						

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣
	②計画	全処理委託量	187 t	127 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	67 t
		再生利用業者への 処理委託量	187 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	59 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	1 t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥は更なる汚泥濃度管理の徹底により排出量削減。（対前年90%） ・動植物性残渣は原料賞味期限切れ削減、仕損じ品削減活動により排出量削減を図る。（対前年95%） ・廃プラスチックは原料、製品で使用している内袋付着している動植物性残渣と分別により軽量化を図り排出量削減する。（対前年95%） ・ガラス・コンクリート・陶磁器くずは蛍光灯のLED化によりランプは排出する予定。（対前年90%） ・乾電池は引き続き排出量0を目指す。 ・木くずは引き続き排出量0を目指す。 				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項